

「共同店舗（旧仮設店舗）」空き店舗部分の 入居者を募集します

平成30年北海道胆振東部地震で被災した事業者および中小企業ならびに小規模事業者に対して支援を行うとともに、空洞化した早来地区商店街の活性化を図るため、安平町共同店舗（旧仮設店舗）の空き店舗部分の入居者を募集します。

住所 安平町早来大町32番地、33番地の一部



応募要件等 共同店舗を利用できる方は、北海道胆振東部地震で被災した町内で商業およびサービス業等（商業事業者に限らない）を営む方、または早来地区商店街の活性化を図るため町長が特に認めた方で、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客受託営業を行うものでないこと。
- (3)宗教的または政治的活動を主たる目的として事業を営むものでないこと。
- (4)町税等の滞納がないこと。

使用料 月4,100円（面積18.6㎡） 事務所として利用していた区画。

入居期間 共同店舗にかかる土地借上の契約期間とする。ただし、土地借上の再契約をした場合にはその期間とする。

申込期限 4月28日(木)

入居予定日 令和4年6月頃

募集要項、応募用紙等に関する問合せ・申込み

商工観光課商工観光労働グループ ☎②9 7083

公共下水道供用開始予定区域縦覧のお知らせ

令和3年度に下水道本管工事を実施し整備を完了した区域では、3月31日(木)から公共下水道を利用できるようになります。

供用開始を予定している区域を確認したい方は、区域図面を水道課および住民サービス課で縦覧に供しますので、ご確認ください。

※供用開始に伴う受益者負（分）担金等については、供用開始区域の対象者の方に各戸配布等にてお知らせします。

縦覧期間 3月18日(金)~31日(木) 8時30分~17時15分 ※土日、祝日を除く

縦覧場所 水道課（総合庁舎）、住民サービス課（総合支所）

問合せ 水道課下水道グループ ☎②② 2730